



目次	ページ
訓令 高知県公営企業局訓令 高知県教育委員会訓令 高知県警察本部訓令 ◎高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程 訓令 高知県公営企業局訓令 高知県教育委員会訓令 高知県警察本部訓令 高知県監査委員訓令 ◎高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程を廃止する訓令	1 3
告示 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出(〃)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施設機関の指定(〃)	3
○保安林の指定の予定(治山林道課)	3
○道路の区域変更(6件)(道路課)	3
○道路の供用開始(4件)(〃)	4
○建築基準法による道の指定(建築指導課)	5
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認(会計管理課)	5
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更の届出(〃)	5

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第13号
高知県公営企業局訓令第4号
高知県教育委員会訓令第10号
高知県警察本部訓令第13号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程を次のように定める。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司
高知県公営企業局長 橋口 欣二
高知県教育長 伊藤 博明
高知県警察本部長 熊坂 隆

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程
(設置)

第1条 南海トラフ地震対策の総合的な調整及び施策の円滑な推進をするため、高知県南海トラフ地震対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部次長
- (4) 本部員

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部次長は、危機管理部長をもって充てる。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。(職務)

第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。
2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 3 本部次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。(所掌事務)

第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 南海トラフ地震対策の検討、総合的な調整及び施策の円滑な推進に関すること。
(2) 前号に掲げるもののほか、南海トラフ地震対策に関連する重要事項に関すること。(幹事会)

第5条 推進本部の活動を補佐するとともに、必要に応じ、各課が行う事業を調整するため、推進本部の下に幹事会を設置する。
2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
3 幹事長は、危機管理部副部長(2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。)をもって充てる。
4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。(チーム)

第6条 本部長は、南海トラフ地震対策の個別の事項に関して、課題の整理、推進のための調整、進捗管理等の必要があると認めるときは、推進本部の下にチームを設置することができる。
2 チームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が定める。
3 チームは、必要に応じ、幹事会と調整を行うものとする。(学識経験者等の参画)

第7条 本部長は、必要に応じ、推進本部及び幹事会に学識経験者、防災関係機関の職員等の参画を求めることができる。(南海トラフ地震対策推進地域本部)

第8条 推進本部の活動を地域単位で総合的に推進するため、推進本部の下に南海トラフ地震対策推進地域本部(以下この条において「地域本部」という。)を設置する。
2 地域本部の名称及びそれぞれの対象地域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	対象地域
南海トラフ地震対策推進安芸地域本部	室戸市 安芸市 安芸郡
南海トラフ地震対策推進中央東地域本部	南国市 香南市 香美市 長岡郡 土佐郡
南海トラフ地震対策推進中央西地域本部	土佐市 吾川郡

	高岡郡のうち佐川町 越知町 日高村
南海トラフ地震対策 推進須崎地域本部	須崎市 高岡郡のうち中土佐町 構原町 津野 町 四万十町
南海トラフ地震対策 推進幡多地域本部	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡

- 3 地域本部は、地域本部長及び地域本部員をもって構成する。
- 4 地域本部長は、当該対象地域を担当する地域防災監又は地域防災企画監をもって充て、当該対象地域における南海トラフ地震対策の推進の総合的な調整を行う。
- 5 地域本部員は、次に掲げる者をもって充て、地域本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて地域本部の事務に参画するものとする。
- (1) 当該対象地域に所在する出先機関（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第3条第2号に規定する出先機関をいう。）の長
- (2) 当該対象地域を担当する県の地域防災担当者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、地域本部長が必要があると認める者
- 6 地域本部に、地域副本部長を置くものとし、地域本部長が地域本部員の中から指定した者をもって充てる。
(事務局)
- 第9条** 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、危機管理部南海トラフ地震対策課長をもって充てる。
- 4 事務局職員は、危機管理部危機管理・防災課及び南海トラフ地震対策課の職員をもって充てる。
(雑則)
- 第10条** この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。
- 附 則**
この訓令は、令和2年6月2日から施行する。

別表第1（第2条関係）

理事・東京事務所長
総務部長
健康政策部長
地域福祉部長
文化生活スポーツ部長
産業振興推進部長
中山間振興・交通部長
商工労働部長
観光振興部長
農業振興部長
林業振興・環境部長
水産振興部長
土木部長
会計管理者
会計管理局长
教育長
警察本部長
公営企業局長
地域防災監
地域防災企画監

別表第2（第5条関係）

総務部政策企画課長
総務部財政課企画監（執行管理・調整担当）
健康政策部健康長寿政策課長
地域福祉部地域福祉政策課長
文化生活スポーツ部文化振興課長
産業振興推進部計画推進課長
中山間振興・交通部中山間地域対策課長
商工労働部商工政策課長
観光振興部観光政策課長
農業振興部農業政策課長
林業振興・環境部林業環境政策課長
水産振興部水産政策課長
土木部土木政策課長
会計管理局会計管理課長
教育委員会事務局教育政策課長
教育委員会事務局学校安全対策課長
警察本部警備部災害対策課長
公営企業局県立病院課長

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令
監 査 委 員 訓 令

高知県訓令第14号
 高知県公営企業局訓令第5号
 高知県教育委員会訓令第11号
 高知県警察本部訓令第14号
 高知県監査委員訓令第6号

本 庁
 各 出 先 機 関
 公 営 企 業 局 本 局
 公 営 企 業 局 各 事 業 所
 公 営 企 業 局 各 病 院
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
 警 察 本 部
 警 察 署
 監 査 委 員 事 務 局

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司
 高知県公営企業局長 橋口 欣二
 高知県教育長 伊藤 博明
 高知県警察本部長 熊坂 隆
 高知県代表監査委員 植田 茂

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程を廃止する訓令

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程

高
高
高
高
高

知県訓令第17号
 知県公営企業局訓令第8号
 知県教育委員会訓令第10号
 知県警察本部訓令第20号
 知県監査委員訓令第2号

は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年6月2日から施行する。

告 示

高知県告示第419号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
 わ か ば 薬 局 香 南 市 野 市 町 西 野 2345-7 令 2 ・ 5 ・ 1

高知県告示第420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日
 な か と う 医 院 安 芸 郡 安 田 町 安 田 1718-1 令 2 ・ 4 ・ 1

高知県告示第421号

施術機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の指定をした。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
安藤 統	あんどう接骨院	土佐清水市越前町2-11	令和2年5月7日

高知県告示第422号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
須崎市浦ノ内福良字サコ438の4・438の7・438のハの2・

440（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字サコ438の4・438の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 高知伊予三島
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町東石原字子ノ尻2214番1から土佐郡土佐町東石原字岩屋サコ3134番1まで	前	4.1 } 13.1	203
	後	7.5 } 21.9	

高知県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年6月2日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村川崎字 ユノモト167番3から 土佐郡大川村川崎字 ユノモト43番1まで	前	7.0 } 33.7	92
	後	15.8 } 49.7	92

高知県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村宮ノ川 字五反田1750番から 幡多郡三原村宮ノ川 字マツキワラ1207番 1まで	前	12.2 } 52.9	440
	後	12.2 } 40.0	440

高知県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山弘瀬字 羽土原119番	前	2.7 } 4.9	22
	後	4.8 } 11.7	22

高知県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市奈比賀字北平 1743番2	前	6.6 } 8.4	23
	後	8.0 } 16.1	23
安芸市黒瀬字東山60 番21から 安芸市黒瀬字東山60 番3まで	前	3.6 } 7.6	81
	後	6.2 } 81	81

12.8

高知県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町七里 字漆ノ窪乙7番2から 高岡郡四万十町中村 字沖ノ丸371番まで	前	A } 10.3 14.0	120
高岡郡四万十町七里 字漆ノ窪乙7番2から 高岡郡四万十町中村 字沖ノ丸371番まで	後	} 10.3 14.0	120

高知県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村宮ノ川字五反田1750番から 幡多郡三原村宮ノ川字マツキワラ1207番1まで	440	令和2年6月2日

高知県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町興津字神子谷山2486番30	270	令和2年6月2日

高知県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十和吉野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町古城字岩クспе1273番1地先から 高岡郡四万十町古城字岩クспе1275番1地先まで	32	令和2年6月2日

高知県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町七里字漆ノ窪乙7番2から 高岡郡四万十町中村字沖ノ丸371番まで	120	令和2年6月2日

高知県告示第433号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

中土佐町久礼字中畑8745番地先から字柚ノ浦302番2地先に至る延長196メートルの道

高知県告示第434号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
吾川郡仁淀川町大崎200番地
仁淀川町
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
 - (1) (変更前) 吾川郡仁淀川町大崎124番地
仁淀川町役場
 - (変更後) 吾川郡仁淀川町大崎200番地
仁淀川町役場
 - (2) (変更前) 吾川郡仁淀川町森2571番
仁淀川町役場仁淀総合支所
 - (変更後) 吾川郡仁淀川町森2552番地1
仁淀川町役場仁淀総合支所

- 3 変更承認年月日
令和2年5月15日

高知県告示第435号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
(変更前) 吾川郡仁淀川町大崎124番地
仁淀川町
(変更後) 吾川郡仁淀川町大崎200番地
仁淀川町
- 2 変更年月日
平成30年1月4日